

## 愛媛県立医療技術大学教学マネジメント委員会規程

令和4年規程第1号

### (委員会の設置)

第1条 愛媛県立医療技術大学委員会規程（平成22年規程第10号。以下「委員会規程」という。）第2条第3項の規定に基づき、本学における教学マネジメントを確立し、本学の全てのレベルの教育の適切性及び有効性の検証・改善を行い、愛媛県立医療技術大学学則（平成22年規程第2号。以下「学則」という。）第2条第1項に規定する内部質保証のうち教育に関するものを推進するため、教学マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (趣旨)

第2条 この規程は、委員会規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項を定める。

### (所管事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 教育に関する内部質保証に関すること（教学マネジメント指針の策定、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの評価・見直し、教育課程及びカリキュラムの適切性評価・改善、学修成果の可視化、教員の教育力の向上、教育情報の発信、中期目標・計画の教育に関する事項の点検・評価・改善等）。
- (2) 教育に関する内部質保証の取組に必要な企画及び指示並びに学則第10条第1項に基づく委員会及び学部・学科・研究科・研究科専攻・助産学専攻科との連携及び調整に関すること。
- (3) 全学的な教学運営の重要事項に関すること（学修環境整備、課外学習推進等）。

### (構成員)

第4条 委員会は、学長、学部長、研究科長、学科長、研究科専攻長及び学長が指名する3名の教員をもって構成する。

### (会議)

第5条 会議は、学長が必要と認めたときに招集し、議長となる。

- 2 学長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ学長の指名した者がその職務を代行する。

### (部会)

第6条 委員会は、第3条に規定する所管事項を遂行するために部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、委員会においてその都度定める。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局教務学生グループにおいて処理する。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月14日から施行する。